

るとともに、各種政策の第3者機関による評価を定期的に国民に公表する。

—総合的・有機的な政策群をモニターするには個別の政策の枠を越えたアプローチが必要である。

—客観的な評価を行うには多くの実証研究が必要である。また、当事者の評価あるいはその影響を受けた評価ではなく、第3者機関による評価が重要である。

2 家族政策の国際比較研究

都村 敦子
(中京大学)

〈要 約〉

わが国の家族扶養に関する分析結果から、次のような特徴を指摘することができる。①給与所得者のうち、扶養を必要とする家族のいるものの割合は、近年、低下傾向にある。とりわけ、所得税法の規定による配偶者控除の適用を受けたものの割合の低下が著しい。晩婚化の進行、離婚率の上昇、夫婦共働き世帯の増加等を反映していると考えられる。②控除対象配偶者はいないが、扶養を必要とする家族のいるものがかなりの増加傾向を示している。子どものいる共働き世帯、母子世帯、父子世帯、老親扶養世帯等の増加によると考えられる。③被扶養者のいるものについては、扶養率（所得者1人当たり被扶養者数）は低下している。④被扶養者の3割強は配偶者、6割弱は子、1割は直系尊属である。⑤所得と扶養親族数との関係をみると、扶養親族の約3分の1が年収500万円以下の所得者に扶養されている。⑥女性の稼得者が家族を扶養しているばかりは、とりわけ経済的に厳しい状態のなかで扶養を行っている。

以上のような家族扶養の現状および変化の背景には、現代における家族の変容、労働の変容をめぐる要因がある。

児童養育世帯における負担と給付に関する国際比較から見出される顕著な特徴は次のとおりである。①児童養育世帯（平均所得者）の年収に対する税・社会保険料負担率はヨーロッパ諸国では高いが、わが国の負担率は低い（デンマークやスウェーデンの約4分の1）。②単身世帯の負担率に対する児童養育世帯の負担率を比較すると、わが国のはドイツについて低い。③単身世帯の手取り所得に対する児童養育世帯の手取り所得を比較すると、わが国のは先進諸国の中でも最も低い。④児童の扶養への公的援助（児童手当等）を比較すると、わが国のは先進諸国の中でも最も低い。

国際的な視野からみると、わが国の児童養育世帯に対する所得保障制度の改革は今後の少子化対策の重要な課題である。

はじめに

社会構造の変化は多くの国々において家族の概念を変えつつある。このような変化が急速に進行してきたという事実は政策上重要な意味をもつ。わが国において現在進行しつつある家族をめぐる環境の変化は、個人、家族、国の間での社会的責任の分担について、これまでの前提の再検討を必要としている。

本稿は、出生率の低下および平均寿命の延長によって高齢化が加速しつつあるわが国において、家族に向けたより適切な社会保障政策を推

進するための課題をさぐることをねらいとする。第1節では、現代社会における家族の変容および労働の変容は家族扶養の実態をどのように変えつつあるかを分析する。第2節では、家計における負担と給付に関する先進諸国間の比較を行う。第3節では、税制および社会保障制度では、扶養児童をどのように取り扱い、どのような給付構造によって家族の経済的福祉に対応しようとしているかに関して、先進諸国の動向をとりあげる。第4節では、先進諸国間における制度的差異の分析を基に、わが国の家族政策の問題点および制度改善の方向と具体策を論じる。

1. 家族扶養の実態

まず、家庭において扶養を必要としているものの実態はどのように変化しつつあるかを分析する。家族扶養に関する重要な情報の出所としては、個人の標本調査である国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』(以下国税庁調査と略す) および厚生省保険局『健康保険被保険者実態調査報告』(以下厚生省調査と略す) がある(いずれも各年調査)。

(1) 扶養率(所得者1人当たり被扶養者数)

1人の所得者が何人の家族を扶養しているであろうか。国税庁調査によると、1997年に、1年を通じて勤務した給与所得者 4217 万人のうち、所得税法の規定により配偶者控除や扶養控除の適用を受けたものは 1812 万人(43.0 %)である。所得者の 57 % (2405 万人) には控除対象配偶者、扶養親族のいずれもいない。

家族扶養に関してみられる近年の顕著な特徴の1つは、給与所得者のうち、被扶養者のいるものの割合が低下傾向にあることである。給与所得者のうち、配偶者控除や扶養控除の適用を受けたものの割合は 1975 年の 51.8 % から 1997 年の 43.0 % へ低下した。とくに、配偶者控除の適用を受けたものの割合の低下が著しい(1975 年の 40.6 % から 1997 年の 30.5 % へ低下)。1997 年には、給与所得者のうち控除対象配偶者のいるものは約 30 % にすぎない。

配偶者控除のある給与所得者の減少傾向の背景には、晩婚化の進行、離婚率の上昇、女子雇用者の急速な拡大、なかでも共働き(妻も夫も共に非農林業雇用者)世帯の増加傾向がある。現代社会においては家族および労働は激しく変容しつつある。

1996 年には、全雇用者数に占める女子雇用者の割合は 39.2 % である。女子就業者(2627 万人)のうち約 8 割強が雇用者(2084 万人)である。1975 年から 1996 年の雇用者数の推移をみると、女子雇用者の増加率(79 %)は男子雇用者の増加率(31 %)に比べいっそう顕著である。1990 年には、女子雇用者の 57.2 %

が有配偶である。1975 年から 1990 年の増加率をみても、未婚、死別・離別に比べ、有配偶の伸び(2倍強)は著しい。

総務庁『労働力調査特別調査』によると、妻も夫も共に非農林業雇用者の共働き世帯は 1997 年には 949 万世帯であり、典型的一般世帯の 33.7 % を占めている。共働き世帯の 72.6 % (689 万世帯) は子どもを扶養している。子どものいる世帯の 4 割弱は共働きとなっている。とくに、子どものいる世帯での共働き率が近年急上昇している点が注目される。

所得者 1 人当たり被扶養者数(扶養率)に関しては、配偶者控除のあるものは約 2.39 人、配偶者控除のないものは約 1.76 人である。1990 年代に入り、両者とも扶養率は低下傾向を示している。

(2) 被扶養者の続柄

所得者はだれを扶養しているか。これは社会保障制度や税制における家族の範囲の決定に関連する。

厚生省調査によると、被扶養者のうち、3 割強は配偶者、6 割弱は子であり、両者で被扶養者総数の約 9 割を占めている。被扶養者総数の約 1 割は直系尊属であるが、そのうち 7 割強は 70 歳以上の高齢者である。ただし、被扶養者の続柄別構成は所得者の性別により著しく異なる。所得者が女性のばあい、男性に比べ、子、直系尊属を扶養するものの割合が高い。

被扶養者の続柄別年齢構成をみると、子の約 63 % 弱は義務教育終了前であり、子の約 34 % は 15 ~ 24 歳である。25 歳以上は 3 % 弱であり、少ない。

(3) 扶養を行うものの所得・年齢・性別

家族扶養の負担の実態はどうであろうか。被扶養者はどのような所得者に扶養されているであろうか。1997 年には、被扶養者の約 3 分の 1 が年収 500 万円以下の所得者に扶養されている。

児童扶養に関しては、国税庁の統計では被扶養者の年齢区分が記されていないので、総務庁

『家計調査』を用いて、義務教育終了前の児童がどのような所得階層の家庭で扶養されているかを示しておこう。1975年、1982年、1998年を比較すると、年収の最も低い階層であるⅠに属する児童数の割合は、1975年には15.5%であったが、1982年には16.2%、1998年には16.8%へ増加している。年収の高い階層であるⅣとVに属する児童数の割合は、1975年40.1%、1982年37.2%、1998年35.1%であり、低下傾向を示している（表1）。

所得者の年齢と扶養率との関係については、厚生省調査によると、所得者の年齢の上昇とともに扶養率も増加し、40歳以上45歳未満でピークとなり、45歳以上から低下する。20年前と比較すると、ほとんどの年齢階級で扶養率は低下している。婚姻率、出生率の低下を反映して、20代後半から30代の扶養率の低下傾向が著しい。

近年、女子雇用者数が増加しているが、女性の給与は相対的に低いため、女性に扶養されている被扶養者の85%が平均給与（男女総数の平均）以下の世帯で扶養されている。

2. 家計における負担と給付—先進諸国間の比較

(1) 家族構成別にみた所得税負担

給与所得者の納税者割合は1960年代後半には75%前後で推移していたが、その後上昇傾向にあり、1997年には87.5%を示している。課税最低限の水準は税制における課税所得調整方法および社会保障制度における社会保険料拠出の仕組みに依存している。

まず、家族構成の異なる給与所得者について税負担の程度を測定する。単身者、夫婦者、夫婦と子1人、夫婦と子2人をとりあげ、それについて平均所得に対する課税最低限の割合の時系列変化を見る（表2）。表2の指標は、1978年における平均所得に対する課税最低限の割合を100としたばいの各年の指標を示す。もし何年か後にそれが100以上に上昇すれば、これはもっと高い所得を得るまで税を負担しなくてもよいことを意味する。逆に数字が100以下に

なると、これはより低いレベルの所得で課税が始まることを意味する。1978年に比して1998年に税負担がとくに重くなっているのは単身者である。すなわち1978年には平均所得の45.6%に相当する所得レベルから課税が開始されたが、1998年には平均所得の32.2%のより低い所得者層にまで所得税が課せられている。単身者について夫婦と子1人の世帯の税負担も重くなっている。

平均国民所得に対する課税最低限の割合について先進5か国間の国際比較を行うと表3のようになる。夫婦と子1人の世帯については、イギリスとアメリカでは平均国民所得の5分の1ないし4分の1の所得で課税が始まるのに対して、ドイツとフランスではもっと高い所得を得るまで所得税を負担しなくてもよい。日本は、税負担の重いイギリス・アメリカと税負担の軽いドイツ・フランスとの中間に位置する。夫婦と子2人の世帯および夫婦世帯についても同様である。

(2) 家計の所得税および社会保険料負担

1997年における平均所得者（被用者）の年収に対する所得税・社会保険料負担率を国際比較すると表4のようになる。夫婦と子2人の世帯の負担率の高い順に並べてある。もっとも負担率の高いデンマークでは、平均的単身被用者の負担率は44.9%、夫婦と子2人のそれは37.1%である。デンマークにつづいて、フィンランド、オランダ、スウェーデン、ベルギーの負担率が高い。わが国のばいは、単身者15.0%、夫婦と子2人9.6%であり、ここにとりあげた15ヶ国の中でもっとも負担率は低い。夫婦と子2人の世帯の総負担率を比較すると、わが国の負担率はデンマーク、フィンランドの4分の1、イギリス、ドイツ等の2分の1以下である。平均的被用者世帯の社会保険料負担率はオランダでは31.0%ときわめて高く、ドイツでは21.1%、フランスでは17.7%である。わが国のは5.6%であり、低い方に属している。

同一所得水準（平均所得レベル）における夫婦と子2人世帯の税・社会保険料負担率と単身

者の負担率の相対的地位を比較する。単身者の負担率に対する夫婦と子2人世帯の負担率が最も低い国はドイツである。ついでわが国の負担率が低い。スウェーデンとフィンランドでは、単身者の負担率と夫婦と子2人世帯の負担率は同じである。

(3) 社会保障・税制における児童養育への給付

同一所得水準（平均所得）の勤労者世帯について、子ども2人を養育している片働き世帯は単身世帯よりもどれほど手取り所得が高いか。また児童給付の価値はどの程度であろうか。

1997年における2子世帯の手取り所得の高い順に示すと表5のようになる。2子世帯の手取り所得は単身世帯のそれよりもかなり高い国が多い。ベルギーでは36.4%、ドイツでは35.0%、デンマークでは25.2%、オーストリアでは24.5%ほど高くなっている。その他の国でも10~20%ほど高い。わが国は比較15ヶ国の中でも最も低く(6.4%)、子どもを2人養育している世帯の手取り所得と単身世帯のそれはほとんど変わらない。これは、社会保障および税制における家族の取り扱い（主として子育て支援）の違いによる。

2子世帯と単身世帯の手取り所得の差異を説明する要因としては、児童給付の水準と税制上の家族の取り扱いがある。ほとんどの国において、児童給付の手取り所得に及ぼす効果が大きい。すなわち、国が積極的に子どもの養育に対する援助策を講じているか否かの違いである。数か国において、税制上の家族の取り扱いの手取り所得に及ぼす効果が大きくなっている。課税単位（所得税制上の夫婦の取り扱い——稼得単位か合算分割課税か）、税率表の適用の仕方、および片働きのばあいの配偶者控除等の影響が出ている（ドイツ、デンマーク等）。

平均的勤労者世帯の児童給付の対年収比は、多くの国において10~20%となっている（表5）。オーストリア、ベルギーではその水準は20%を超えており、日本(2.1%)とアメリカ(4.4%)では、児童養育に対する所得保障のレベルは低い。児童給付のレベルの高い国は、

給付方式として児童手当（または児童手当と児童税額控除の併用）を採用している。給付レベルの低い日本とアメリカは主として税制の児童扶養控除を通じて給付が行われている。

3. 家族政策の国際比較

(1) 税制における扶養児童の取り扱い

先進24か国における、税制における扶養児童の取り扱いは、(a) 税制上の優遇措置を行わない（社会保障制度の児童手当により実施する）、(b) 児童について扶養控除（所得控除）を適用する、(c) 児童について税額控除を適用する、という3種類に分類される。

(a) 税制上の優遇措置を行わない国（1997年現在——以下同じ）

オーストラリア、デンマーク、フィンランド、アイスランド、オランダ、スウェーデン、イギリス、アイルランド、ルクセンブルグ、フランス、ポルトガルの11か国である。このうちの半数以上の国では、これまでに税制の児童扶養控除を廃止して、児童手当に統合し、再分配機能を高めるという制度改革が行われた。

(b) 児童扶養控除（所得控除）を適用する国

日本、スイス、アメリカの3か国である。スイスでは、児童扶養控除と、児童手当の両方が実施されており、児童手当のほうにウエイトがおかされている。アメリカでは、児童扶養控除（所得控除）が適用されるが、それ以外に、児童を扶養している低所得の被用者は、払戻型の税額控除を受けることができる。これは、納税者の稼得所得の34%（最高6500ドル）に相当する税額控除であり、物価スライド制が適用される。

(c) 児童税額控除を適用する国

ベルギー、オーストリア、イタリア、ノルウェー、ドイツ、カナダ、アメリカの7か国である。このうち最初の4か国では児童税額控除と児童手当の両方が実施されている。イタリアでは、片働きもしくは配偶者の所得が550万リラ（平均給与の14.4%）を超えない場合、児童税額控除は2倍に増額される。ノルウェーの税

額控除は、子どもが 16 歳以上 18 歳未満のばあいは、16 歳未満の税額控除額の 1.4 倍（1997 年）に増額される。

（2）社会保障における扶養児童の取り扱い

児童手当制度は 19 世紀後半ころ、ヨーロッパにおいて、大企業が大家族の労働者に支払う賃金の付加給付として始められたものである。現在の意味における児童手当制度は、1930 年にベルギーにおいて創設され、1930 年代にヨーロッパの数か国で制度が発達したが、今日実施されているほとんどの制度は第 2 次大戦後に制定されたものである。第 2 次大戦後には、社会保障の新しい潮流に乗り、児童手当制度は世界各国で急速に普及した。

ILO では、1944 年の所得保障に関する勧告において、「児童手当を両親の所得のいかんにかかわらず、児童の生活維持費に実質的に寄与すべき額を支給し、相対的に高い年齢の児童の生活を維持する費用の増加を考慮すべきこと」を示した。また ISSA（国際社会保障協会）でも 1949 年の総会で「児童手当の一般的採用が特に望まれる」ことを強調したうえで、「児童手当は他の条件が同じならば、家族扶養の責任ある人々の生活水準が、各国の生活状況に応じて、ノーマルでありうるよう十分な規模のものであるべき」とし、「加盟国は規定設定の促進のため可能な限り努力すべきである」旨の勧告を行った。

社会保障は、社会がしかるべき組織を通じてその構成員がさらされている一定の危険に対して与える保障である。人生の途上においてはもうものの危険にさらされるが、生活上の危険の原因には、所得の減少（または喪失）と支出の増加の両要因がある。社会保障の最低基準を定めた ILO102 号条約にも掲げられているように、所得の減少（または喪失）の原因是、老齢、障害、死亡（遺族）、業務災害、失業などであり、支出の増加の原因是、児童の養育、疾病、出産などである。児童手当制度は後者の児童の養育に対応するものであり、所得補足的機能を有している。一方、社会保障の他の現金給付はいず

れも前者に対応するものであり、所得補償的機能を有している。諸外国では児童手当の位置づけが明確に行われているがゆえに、所得制限なしに、第 1 子から児童手当を支給する仕組みになっている。

1997 年現在、世界の 86 か国が児童手当を実施しているが、制度の仕組みや給付額は国によってかなり異なる。先進諸国の児童援助の比較をするばあい、児童手当のみを比較することによって、子どもの扶養に対する国の援助策を議論することは十分ではない。というのは、税制における児童扶養控除や児童税額控除も児童手当と類似の機能を果たしているからである。

1997 年に子どもを 2 人扶養している平均的な勤労者世帯（夫のみ就労）の受給する給付年額の対年収比（手取り額）を国際比較した結果は表 5 に示したとおりである。

（3）社会科学者の貢献

家族手当制度実施の背景的要因は国によりさまざまであるが、その要因の一つに児童および家族の福祉増進を重視する運動や主張の影響があげられる点は注目すべきである。

スウェーデンでは、1934 年に、ミュルダール夫妻が『人口問題の危機』において、扶養児童数や所得を異にする世帯間の徹底した所得再分配を主張し、人口問題に対する関心を広く巻き起した。それを契機として、家族政策について活発な議論が始まった。ミュルダール夫妻の参加した王立人口問題委員会の提案に基づいて、スウェーデンの社会政策のうち手当の分野で最大の改革といわれる児童手当は 1948 年に実施された。高所得層に有利であり、低所得層にはほとんど効果のなかった、従来の児童扶養控除（税制）は、その年に廃止された。

イギリスでは、1942 年のベバリッジ報告以前に、ケインズが積極的に児童手当の実施を勧告している。ケインズは『雇用・利子および貨幣の一般理論』（1936 年）において、財政支出等によって有効需要を政策的に調整することを重視した。1940 年に、ケインズは、分配の公正の達成に向けて大きな前進をはかる提案を行

った。「現行の所得税制下における児童扶養控除は、詳細に検討すると、きわめて変則的と思われる。その価値は所得に応じて増大する。所得税の非課税者には、児童扶養控除など存在しない。現行の児童扶養控除の代わりに、私は児童1人当たり週5シリングあるいは年13ポンドの児童手当を一律に支給すべきことを提案する」(『ケインズ全集』第9巻)。ケインズは、生計費上昇の負担は、家族数に依存するから、児童を扶養している世帯の生活状況の改善を図るため、一層平等度の高い大幅な所得再分配を実施しようとしていた。ケインズは児童手当の費用の推計を行っているが、税制の児童扶養控除は不公平なシステムであるから廃止し、その財源を児童手当に当てるべきことを提案している。

ケインズの児童手当に関する提案は、カナダの大蔵省およびカナダ銀行のエコノミストたちに影響をおよぼし、カナダの児童手当導入を促進する要因となった。戦争という難局の最中に、有効需要政策の一環として、カナダはイギリスよりも一年早く(1945年)、児童手当を実施した。

1955年に、ティトマスは、『福祉の社会制度上の区分』において、従来それぞれ異なる体系として、個々ばらばらに、著しい発展を遂げてきた福祉施策の体系をそれらの目的にたち返つて再検討する必要性を論じた。ティトマスは、福祉施策の全領域の中で眼にふれやすいところだけをとりあげて、きわめて常識的な福祉概念にとらわれている限り、視野の狭い考察となり、社会的不平等の範囲を拡大する結果にもなりかねないと警告した。ティトマスは、児童手当は福祉施策の氷山の一角であるとし、その他に氷山の見えざる部分として税制の扶養控除と企業福祉(家族手当)を合わせて見直すことの重要性を指摘した。

今から約50年も前に西欧の社会学者は、人々の間に児童を養育することに対する積極的な思想をいかに形成するかという問題と真剣に取り組んでいたのである。

児童手当の問題を社会保障のみではなく、税

制を含めた広範囲の枠組の中でとらえようとするケインズやティトマスの考え方は、イギリスで1975年に児童給付法として実を結んだ。その背景には子どもを持つ家庭と持たない家庭との生活水準の平等化を志向するエレナ・ラスボーンや児童貧困対策連盟などの啓発活動がイギリス国民の児童問題への意識を高めていたという事実がある。各国固有の伝統、文化および経済・社会情勢等が児童手当制度の型や方向を決定し、その発展を条件づけてきたといえよう。受給資格要件および児童手当額等、諸外国の基準に比べると、わが国の児童手当制度は全く遅れているというほかはない。

4. わが国の家族政策の問題点と改善の方向

わが国の所得税では課税最低限が相対的に高く(表3)、また最低税率が低いため、夫婦と子1人の世帯および子2人の世帯における中低所得者層の所得税負担はイギリスやアメリカに比べるとかなり低い水準にある。

夫婦と子2人世帯の負担率(所得税と社会保険料の対年収比)は、先進諸国の中で最も低い国となっている(表4)。子どもを養育している世帯に比して、単身者の所得税負担が重いため、夫婦と子2人世帯の負担率と単身者の負担率の相違は先進諸国に比べてかなり大きい。

現在の子どもたちが将来今のおとな世代を扶養する義務を負っており、この意味で単身者の負担率に対する2子世帯の負担率がドイツに次いで2番目に低い点は評価できる。

しかし、問題は児童養育家庭に対する支援の遅れである(表5)。厚生省の『人口動態社会経済面調査・働く女性の出産』(1996年)によると、理想の子ども数をもてない理由は主に“養育費・教育費の負担”であり、行政への要望として40.9%の母が“養育費・教育費などの負担の軽減”をあげている。児童養育家庭に対する所得保障制度の改革は今後の少子化対策の重要な課題の一つと考えられる。

子どもの扶養への公的援助は税制ではなく社会保障の児童手当を通じて行う国が多い。現在

までに、多くの国々が児童扶養控除を廃止して、児童手当に統合し、再分配効果を高めるという制度改革を行った結果でもある。他方、税制の児童扶養控除を重視する国（アメリカと日本など）は給付の水準が相対的に低い。日本は児童扶養控除のみである。アメリカでは、公的扶助として子どものいる貧困家庭へ現金扶助を行う制度はあるが、すべての児童を対象とした児童手当は実施されていない。わが国の児童手当は年齢制限（この調査年には3歳未満）と所得制

限が課せられるため受給範囲は限定される。児童手当の国際比較から見出されるわが国の顕著な特徴は、諸外国に比してわが国では児童援助策が根づいていないということである。児童の養育費が現実に家計にいかに大きな圧迫を加えているかに関連して、児童手当を所得保障制度として十分に機能する仕組みにすることが必要である。児童手当制度改善の一つの方向としては、児童手当と類似の機能を持つ税制の扶養控除との統合を行うことである。

表1 年間収入5分位階級別・児童数(勤労者世帯)

(単位: %)

		年間収入5分位階級				
		計	I	II	III	IV
義務教育 終了前 児童数 (0~14歳)	1975年	100	15.5	21.6	22.8	21.7
	1982	100	16.2	23.6	23.0	21.1
	1998	100	16.8	22.1	26.0	20.7
						14.4

(資料) 総務庁『家計調査年報』を用いて算出

表2 平均所得に対する課税最低限の割合の推移

給与所得者

(単位: %)

	単身者	夫婦者	夫婦子1人	夫婦子2人	指数(1978年=100)			
					①	②	③	④
1978	45.6	39.6	49.3	56.7	100	100	100	100
1988	36.2	34.1	41.7	47.2	79	86	85	83
1998	32.2	35.1	41.8	52.2	71	89	85	92

(資料) 国税庁「民間給与の実態」各年を用いて算定

表3 平均国民所得に対する課税最低限

給与所得者 1997年

(単位: %)

	単身者	夫婦	夫婦と子1人	夫婦と子2人
日本	36.8	34.8	31.7	31.8
アメリカ	28.4	25.6	25.2	21.7
イギリス	43.7	29.3	19.5	14.6
ドイツ	58.2	54.4	50.6	46.5
フランス	74.5	59.4	40.8	47.0

(資料) 大蔵省資料を用いて算出

注: 平均国民所得は1人当たり国民所得に世帯人員数を乗じたものを用いた

表4 平均所得者の税・社会保険料負担率 1997年

順位	国	負担率 %		RM/RS %
		RM	RS	
1	デンマーク	37.1	44.9	82.6
2	フィンランド	35.9	35.9	100.0
3	スウェーデン	34.5	34.5	100.0
3	オランダ	34.5	39.3	87.8
5	ベルギー	30.4	41.5	73.3
6	イタリア	25.5	29.0	87.9
7	ノルウェー	24.9	29.5	84.4
8	イギリス	23.8	25.2	94.4
9	オーストリア	23.1	28.3	81.6
10	オーストラリア	22.3	24.8	89.9
11	ドイツ	22.1	42.3	52.2
12	フランス	21.4	28.2	75.9
13	アメリカ	18.4	25.9	71.0
14	カナダ	18.2	27.7	65.7
15	日本	9.6	15.0	64.0

(資料) The Tax/Benefit Position of Employees, 1997を用いて算出

注: RMは夫婦と子2人世帯の負担率、RSは単身者の負担率

表5 社会保障・税制における児童養育への援助

片働き世帯(子ども2人) 1997年

(単位: %)

順位	国	手取り所得	児童給付			
			総額	社会保障制度	税 制	
				児童手当	児童税額控除	児童扶養控除
1	ベルギー	36.4	21.9	17.5	4.4	
2	ドイツ	35.0	15.7		15.7	
3	デンマーク	25.2	11.9	11.9		
4	オーストリア	24.5	22.2	17.3	4.9	
5	ノルウェー	20.0	15.7	13.5	2.2	
6	オランダ	18.7	10.9	10.9		
7	フランス	17.9	8.5	8.5		
8	イタリア	16.9	13.4	12.0	1.4	
9	フィンランド	15.9	15.9	15.9		
10	オーストラリア	13.7	4.4	4.4		
11	カナダ	13.1	7.3		7.3	
12	スウェーデン	11.2	11.2	11.2		
13	イギリス	10.5	8.3	8.3		
14	アメリカ	10.1	4.4		0.7	3.7
15	日本	6.4	2.1	0.0		2.1

(資料) 表4の資料を用いて算出

注1. 夫婦と2子世帯(片働き)の手取り年収／単身世帯の手取り年収

2. 夫婦と2子世帯(片働き)の児童給付／単身世帯の手取り年収

3. 同一所得(平均年収)を稼得している労働者世帯

4. 日本の場合、児童手当制度は実施されているが、年齢制限と所得制限により支給されない

3 育児支援に関する国際比較研究

白波瀬 佐和子
(国立社会保障・人口問題研究所)

＜要 約＞

本研究の目的は、西欧諸国における女性の就労と出産休暇、育児休暇、家庭外保育について議論し、日本における少子化対策を考えるにあたっての基礎的な資料とすることがある。対象となる国は、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリスの4カ国である。

母親の就業パターンと公的な子育て支援との関係から、4カ国を特徴づけるとつぎのようになる。まずフランスは、子どもを産んでも以前と同じ仕事内容で就業を継続する場合が優勢である。子どもの出産によって仕事を辞めるものもあるが、子どもが生まれたことで、仕事の内容を変えたり仕事時間を短くすることもなく、就業の継続性を維持しようとしている。第2にスウェーデンは、幼いころは親が育児休暇を取得して仕事を一時的に中断して子どもの世話をし、その後は子どもを公的保育所にあずけて就業を継続する。第3にイギリスでは、就業を継続する場合、パート就労という労働時間の短縮や一時的な仕事への変更といった仕事内容を変えて仕事を続けることが多い。育児休暇をもたず所得補償額の少ない産休制度のみで、幼い子どもへの公的な育児ケアサービスが極めて限られているイギリスでは、仕事と育児の両立は労働時間を短縮したパート就労への移行が最も一般的である。最後に(西)ドイツは、女性の労働参加が非継続的である。ここでは、子どもの世話は家族、特に母親によることが最も望ましいとする理念が、福祉国家体制のなかで強調され、政策的にも反映されている。事実、幼い子どもを持ちながら仕事をし続けている母親は少数派であって、仕事を続けたとしても労働時間を短縮したパート就労に就くものが半数近くいる。

このように、同じ出産休暇、育児休暇、家庭外保育でも、その内容や効果が国によって異なることが認められた。そのなかでも出生率を低く抑えている一つの原因として、根強い性別役割分業観に根ざした政策や社会的状況設定があり、一つの例として統一ドイツの東側に対する影響を示した。子どもを生み育てることと働きつづけることを二律背反的に位置づけることで、女性の機会費用が高まり、結婚をしないで、子どもを産まない状況(少子化)が推し進められる。類似した状況にある我が国に求められていることは、子どもを産み育てることと働き続けることをできるだけ両立可能なように、多様な子育て支援メニューを提供するとともに、さらには性別・年齢にかかわりなく(家庭を含む)社会参加ができるような社会的環境を整備することではないであろうか。

1. はじめに

本研究の目的は、西欧諸国における女性の就労と出産休業、育児休業、家庭外保育について議論し、日本における少子化対策を考えるにあたっての基礎的な資料とすることがある。対象となる国は、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリスの4カ国である。

合計出生率と女性の就業率の時系列的な変化をみてみると(図1)、国ごとに多様な関係をみることができる。出生率と女性の就業率の関係が必ずしも逆相関するものではないし、同一国内においても、両者の関係は一様ではない。逆相関する時期もあれば、出生率と女性の就業率とが共に増加する時期もある。例えばスウェーデンをみてみると、1980年代に入って女性の就業

率と共に出生率も上がっている。女性が家庭外に仕事をもつことが出生率の低下につながるという関係が西欧諸国に共通に認められるわけではない。ではなぜ、ある国は女性就業率と出生率ともに高く、ある国では出生率が慢性的に低下し、またある国では女性、特に母親の就業参加が限られたものであるのか。これらの問い合わせする一つの分析視角として、政府の育児支援の在り方を検討したい。

2. 母親就業

まず、分析の対象国（ドイツ、フランス、スウェーデン、イギリス）に日本を加えた女性の就業率の時系列的変化を見てみよう（図2）。ここでまず明らかなことは、スウェーデンの女性の労働参加の程度が群を抜いて高いが1980年代後半にはいって低下の傾向を示していることだ。一方イギリスは1983年以降ほぼ一貫して女性の労働参加が上昇し、フランスにおいても変化の程度はかなり緩やかであるが、女性の労働参加は上昇している。また、ドイツは、1990年のドイツ統一まで西ドイツの数値であったのがその後東側の高い女性の労働参加率によって全体の参加率が押し上げられた結果になっている。マクロでみると日本の労働参加率はドイツのそれに最も似ている。

しかし、これらのマクロな値はその中身を詳しく見ていくと興味深い国ごとの違いが明らかになっていく。例えば、イギリスが1980年代に入って女性の労働参加率が高まっているものの、その増加の主たる要因はパート就労の増加によるものであって、女性のフルタイム就労はそれほど伸びてはいない（Martin and Robert 1984）。スウェーデンも高い女性の労働参加率の中身として、パート就労の占める高い割合を見逃してはならない。一方フランスにおいては、女性のパートタイム就労は相対的に低く、女性が働きつづけるにあたってもフルタイム就労が一般的な形態となっている。

表1は、母親の就業率を子どもの年齢と共にみたものである。まず、母親の就業率をみてみ

ると、最も低いのがドイツの41%であり、次いでイギリス、そしてフランス、スウェーデンが続く。子どもの年齢を限って母親の就業率をみたのが次の列で、ドイツが51%と最も低いが、イギリスの割合の差が縮まっている。フランスも子どもが10歳以下と限るとその割合はイギリスと同じ位低下したが、スウェーデンにおいては母親全体の就業率と子どもを10歳以下としたときの就業率との差が最も小さい。さらに、子どもの年齢を3歳以下にしてみると、ドイツ、イギリスは9ポイント母親の就業率が低下するが、フランスの場合はその低下の程度が小さい。フランスの母親は子どもが3歳以下でも半数以上が家庭外に仕事を持っていることがわかる。しかし、フランスの場合は、子どもの年齢より子どもの数が母親の就業行動を規定する度合いが高く、子どもが3人以上になると母親の就業率は著しく低下する。事実これから詳しく述べるが、フランスの人口促進的政策において育児休業も2人以降であり、さらに給付額も子どもが3人以上になるとかなり優遇された形で支払われるという状況も反映しているのかもしれない（Windebank 1997）。一方、ドイツやイギリスは子どもの年齢が重要な意味をもち、子どもが小さいほど母親は家庭におり、子どもの年齢が上がるにつれて母親の就業率も上がるという関係が見られる（Hantrais 1997a）。

10歳以下の子どもを持つ母親のパート就労については、スウェーデン（40%）とイギリス（35%）の高さが目立つ。しかし、労働時間を詳しくみていくと、スウェーデンにおけるフルタイム労働者のパート時間が30～35時間未満という比較的長い労働時間であるのに対し、イギリスのパート就労時間の平均は18.3時間とスウェーデンに比べて（24.9時間）短いことが特徴である。ドイツもイギリスと同様にパートの労働時間が短く、パート就労に就くことによる仕事内容（賃金も含め）のダウングレードが頻繁に認められる（Almqvist and Boje 1999）。

このような国によって異なる母親の就業の在り方を踏まえた上で、各国の出産休暇、育児休暇、そして公的保育所をみてみよう。

3. 出産休暇

出産休暇を申請できる対象者は、ドイツ、フランスが被保険女性か被保険者の配偶者か娘となっているが、フランスは現金給付になると被保険女性のみとなる。スウェーデンとイギリスについては、現物給付の場合居住者全員が申請対象となる（イギリスは居住女性として性別が明確化されている）。現金給付については、スウェーデンは雇用者や自営業者の場合に、妊娠のための現金給付や親手当てなどを受けることができる。イギリスは産休において 2 種類の現金給付制度があり、雇用者については法定出産手当（SMP : Statutory Maternity Pay）と SMP 受給資格に満たないものを対象とした出産手当がある。

出産給付を受けるためには一定の条件が定められており、その条件は現物給付と現金給付との間で異なっている。現物給付については、ドイツやイギリスのように特に条件を定めていない国がある一方で、給付資格が妊娠時あるいは出産休暇取得時に発生している者という条件を定めているフランスや居住者であることを条件としているスウェーデンの場合がある。現金給付に関しては、雇用期間との関係で取得条件が設定されている。現物給付の内容については、出産に関連する医療サービスが提供される（多くの場合無料）。現金給付に関しては、フランスのように一律に決定される場合とスウェーデンのように賃金との関連で決定する場合がある。2 階建ての出産給付制度を持つイギリスでは、法定出産給付金では最初の 6 週間は賃金にスライドした形で決定されその後は一律という場合と、金額が一律に設定されている出産手当がある。給付金への課税状況については、ドイツ以外課税対象となる場合が多い。給付にあたっての所得制限を設ける代わりに、給付を課税対象にして再分配効果をねう方式が採用されている。

4. 育児休暇

イギリスは産休のみで育児休暇制度を持たないのは、政府が家族に極力介入すべきでないとするイギリスの自由主義的、残余的な福祉国家体制と関連しているといえよう。短い産休制度しか持たない結果の一つとして、Gustafsson らは産後 3 カ月で仕事に戻る割合がドイツやスウェーデンに比べて高いことを示している（1996）。その一方で、子どもが 3 歳時点での母親の就業状況をみるとスウェーデンの値がドイツやイギリスよりも高く、幼い子どもを持つ母親の数はスウェーデンが目だって高い。つまり、イギリスでは、職場に戻るなら産後早い時期で、そうでなければ職場を去るかパート就労に転職するしかない。職場に早く復帰して仕事の中止期間をできるだけ短くする者がいる一方で、仕事をやめるかあるいはキャリアの後退を余儀なくするパート就労に就くかという、女性就労者内で二極分解がおこっているようだ。

その他の 3 カ国の育児休暇制度をみてみると、給付対象でも給付資格を得るために雇用上の条件を限定しないドイツに対して、フランスは受給のための条件が最も厳しい（過去 5 年間のうち 2 年間就業していることが必要）。給付レベルはスウェーデンが基本的に賃金スライド制を導入しているのに対して、フランスもドイツも一律給付となっている。ドイツは育児期間が長いがその補償割合は低く、所得制限がある。フランスは育休期間がドイツと同じ程度であるが（ともに最長 3 年間）、所得補償額が高い（フランスが平均賃金の約 30 %、ドイツが平均賃金の 22 %）。しかし、フランスの場合、このような補償は第 2 子以降にしか支給されないと、人口促進的な政策方針を垣間見ることができる。スウェーデンにおいては、育児休暇中の所得補償が休暇前の賃金水準と連動しており、雇用と関連した育児休暇制度が設計されている。また、フランスにおいても支給そのものは一律であるものの、支給資格を得るために雇用上の条件があり、子どもを生み、育てることが、生涯仕事をつづけることを念頭において位置づけられている。

一方ドイツについては、育児休業期間が長いということが母親の就業継続を促しているかどうかというと、必ずしもそうではない。長期に

わたる育児休業制度の背後には、子どもは母親の手によって育てられるべきであるという強い性別役割分業観がある。Sainsbury (1994) によって指摘されるように、ドイツは代表的な男性世帯主型タイプとしてみなされ、夫が家計を支え妻が家族の面倒を見るはつきりした性別役割分業体制を念頭においていた施策が設計されている。一方スウェーデンは個人型モデルとして夫も妻も一人の就業者であると同時に家庭人であることを前提として、家庭においても仕事においても性別による不平等を撤廃することを目指して、社会の施策が設計されている。

税制度においてもドイツでは概して結婚している夫婦に有利であるが、スウェーデンにおいては個人を単位とした税制度であるので、妻が働くかどうかも個人の立場から決定しやすい状況にある。たとえば、ドイツの税制下では、妻のパート就労によって得た所得は夫の所得に加算されて、夫の所得に基づく税率で課税される。しかし、スウェーデンにおいては、妻のパートによって得た所得は低い所得程度に合わせて低い税率で課税され、夫の所得も夫個人の所得程度で個別に課税される。したがって、スウェーデンでは、課税後の世帯所得に占める妻の所得の割合は、課税前よりも高くなるという状況が生まれる。一方ドイツの状況はその逆で、課税前の方が課税後より妻の所得が世帯所得にしめる割合が高いという状況になる。その理由はすでに述べたように、高い夫の所得に加算されて夫の所得程度を基準に設定された税率が課されるからである。税制の面からでも、妻の実質的な家計への寄与度を維持することで、スウェーデンでは妻の就業意欲が高められていることが想像できる。

5. 保育

表2は、公的保育施設にいる3歳未満と3歳から6歳未満の子どもの割合をしたものである。ドイツは西と東の間で公的保育施設の供給状況の大きな違いが明白である。1990年のドイツ統一によって旧東ドイツの公的保育サービス

を受ける子どもの割合は56%から50パーセントに減少したがその割合の高さはEUの中でも著しい。一方、旧西ドイツでは1988年から5年間にわざかながら増加したものの、3歳未満の子どもを受け入れる公的な保育施設は4パーセントしかない。イギリスにいたっては、旧西ドイツよりもさらに少なく1~2パーセントにしかすぎず、そのごく限られた公的保育サービスが明らかである。旧西ドイツやイギリスでの3歳未満の子どもへの保育は、親や親族によるところが大きい。一方スウェーデンにおいても3歳未満の子どもの最も一般的な保育形態は親によるもので、子どもが幼いうちは親が育休を取得して子どもの面倒をみて、大きくなると公的な保育施設に預けるという、親による保育と公的な家庭外保育が連携可能なように設計されている。一方旧東ドイツでは幼いうちから公的な家庭外保育が大きな役割を担っている。フランスにおいても幼いうちから家庭外保育サービスが発達しており、その最も典型的な形態が保育ママと呼ばれる子育て経験のある母親が保育サービスを提供するもので、日本の保育所に近いcrecheは、パリなど大都市に集中して見られる。フランスにおいては3歳未満の幼い子どもへの保育サービス主体が地域によって偏在している点も見落としてはならない(Shirahase 2000)。

子どもが3歳以上になると保育サービス供給状況（小学校前教育も含む）での国家間の違いは小さくなる。旧西ドイツにおいても8割近い子どもが公的な保育・教育サービスを受け、イギリスでも半数以上が公的な保育・教育サービスを受けている。しかし、ドイツ（東西とも）やスウェーデンの公的な保育サービスを補助・補強する形で親や親族による保育があることも見逃してはならない(Almqvist and Boje 1999)。ただ、スウェーデンとドイツ（特に旧西ドイツ）の大きな違いは、スウェーデンの親が子どものために休暇を取るための制度を併せて設定しているという点である。公的な保育サービスのみに依存することなく、子どもが病気のために公的なサービスを受け得なくなった時、親が子ど

もの世話をすることができるような制度が後ろ盾となっていることは重要である。子どもの世話が公的なものによるのか私的なものによるのかの二者択一的選択の関係ではなく、子どもの年齢によって公的、私的なサービス供給体制が組まれ、お互いに補完的な関係にあることは、これから日本の保育支援策を講じる際の貴重な検討材料といえる。

6. 東西ドイツの統合の与える家族政策への影響

ここでは家族政策の違いによる経済社会的影響を見るために、旧東ドイツ（GDR : German Democratic Republic）と旧西ドイツ（FRG : Federal Republic of Germany）の統合による影響を東側の女性に焦点をあてて検討してみよう。表3は統合前の1989年と統合後の1994年における東西ドイツの状況を比較したものである。ここでもっとも重要な発見は、統合後、東側の出生行動や結婚行動に大きな変化があったことである。

旧東ドイツと旧西ドイツはそれぞれ社会主義体制と自由資本主義体制を持つ異なった国家体制にあったが、1990年の統一によって西側の資本主義体制に沿う形で東側は大きな軌道修正を余儀なくされた。統一前旧東ドイツの女性の立場からみると、国、政府による支援を潤沢に得ることができて、働き続けなおかつ子どもを持ち続けることが当然のこととして位置付けられてきた。言い換えれば、女性だからということで家庭に縛られることなく、子どもの世話も社会的に分担された形（代表的には家庭外保育）で行われ、性別にかかわらず働くことが当然とする女性の経済的自立は、男性への依存を必要とせず、離婚や一人親家庭もいとわない状況を生んだ。

しかしながら、ドイツの統一によって政府からの援助はカットされ、雇用の保障も危うい状況となる。男性が世帯主となって家計を支え、妻が家庭をみるという性別役割分業体制が基層にある旧西ドイツ型体制を採用することによって、旧東ドイツは大きな打撃を受けたといえる。

事実女性の雇用率は低下し、失業率も著しく上昇して、女性の経済状況は極めて不安定なものとなった。その状況の変化は東側がほぼ一方的な形で受けたといってもよい。また、女性の婚姻率はさがり、出生率も大きく低下した。

統一後、東側にとって公的な子育て支援が大きく後退したといえる。たとえば、産休は賃金を全額保障した26週間であったものが、14週間に削減され、給付額は50%カットとなった。育休に至っては、12ヶ月の賃金全額保障あるいは8割保障から、補償額の大幅減額を伴う18ヶ月となった。また一年間に4から6週間の子どもを看病するための休暇が認められていたものから、10日から20日足らずとなり、その補償額も半減した（Adler 1997）。

託児所についても大きな変化が見られる。旧東ドイツにおいて無料の託児所の普及率56%から94%（子どもの年齢による）であったものから、親からの支払いを伴う形で3%から68%へと減少した。特に3歳未満児のための保育施設は大きく減少した。住宅や保育施設への政府の補助は段階的に削除され、西側の市場価格を取り込んで修正されていった（Kolinsky 1993）。また、工場に併設されていた保育施設は、工場が閉鎖されると同時に撤廃され、女性たちは仕事と同時に保育所も失うという二重の損失を経験したといえる（Kolinsky 1992）。

これまで無料で提供されていたサービスは有料になり、西側の市場経済原理に基づいた保育所経営は経済的に子どもを預けられなくなる女性を増やしていく。西側の政策は税制も含めて、一人（一般に夫）の稼得者と専業主婦の家族をモデルとして設計されており、子どもを保育所に預けて働きながら育てる状況は政策の中に充分に組み込まれていない。

このように、他のヨーロッパ諸国に比べるとそれほど見劣りしない産休・育休制度も、旧東ドイツの女性にとっては大幅な後退となった。経済的自立を前提とした直接・間接的な育児支援が、子どもを産み育てることと仕事を持つことを同時進行的に実現可能とした状況は過去のものとなった。西側の社会経済体制への移行を

通して、旧東ドイツの女性にとって母親になることの機会費用が著しく上昇した (Ostner 1994)。事実 1989 年以降、東ドイツにおける婚姻率と出生率は失業率と相反した傾向を示し、失業率は倍に膨れ上がり、婚姻率、出生率は半減した (Adler 1997)。

7. 各国の母親就業と育児支援

女性の雇用と育児支援との関係をみてみると、次のような 4 カ国それぞれ異なるパターンを認めることができる。まず、子どもを産んでも就業を継続するフランス型がある。子どもの出産によって仕事を辞めるものもあるが、子どもが生まれたことで、仕事の内容を変えたり、仕事時間を短くしたりということはせず、就業の継続性を維持しようとしている。事実、フランスの場合母親のパート就業割合は低い。第 2 に、幼いころは育児休暇を取得して仕事を一時的に中断して子どもの世話を親自身が担い、その後は子どもを公的保育所にあずけて就業を継続するスウェーデン型がある。第 3 に、就業を継続する場合には、パート就労という労働時間の短縮や一時的な仕事といった仕事内容の変更を余儀なくされるイギリス型がある。育児休暇をもたず所得補償額の少ない産休制度のみで、幼い子どもへの公的な育児ケアサービスが極めて限られているイギリスでは、仕事と育児の両立は労働時間を短縮したパート就労への移行が最も一般的である。また、このパート就労への移行はキャリア上の後退にも通じるもので、女性のキャリア形成にとっては痛手となることが多い。最後に、女性の労働参加が非継続的である西ドイツ型がある。ここでは、子どもの世話は家族、特に母親によることが最も望ましいとする理念が、福祉国家体制のなかで強調されている。事実、幼い子どもを持ちながら仕事をしつづけている母親は少数派であって、仕事を続けたとしても労働時間を短縮したパート就労に就くものが半数近くいる。

公的な育児支援が不充分な国であるイギリス、ドイツにおいて、仕事を持つ母親内の分化

が起こっていることも見落とせない。高学歴女性は収入の高い仕事に就く確率も高く、もし子どもを産んでもその世話を第 3 者の世話を人を雇うことで可能とする。公的な保育サービスがごく限られており、私的な市場原理が優勢な保育サービス供給体制においては、高い賃金を取り安定した職につくことが良い保育サービスを獲得する前提条件ともなって、結果的にごく限られたエリート女性だけが子どもを持ちながら仕事を続けることができるようになる。つまり、私的な保育サービスが優勢な国においては、仕事と子育てにおける女性内階層化が進行するという副産物がある。

8. 考察

日本を含めた本研究の分析対象国の出生率に関する時系列的变化を見てみると（図 3）、日本を除く 4 カ国は 1980 年代にはいって 1990 年あたりまで出生率が上昇している。一方日本の出生率は 1980 年代に入っても一貫して減少している。1990 年代にはいって西欧諸国でも概して出生率の低下が見られ、共通する人口学的な収斂状況ともいえるかもしれない。しかし、各国の家族に対する社会政策の内容は多様であるが (c.f Hantrais 1997a)、少子化対策と銘打った施策をとる国はほとんど見当たらない。人口促進的な家族政策をもつフランスでさえ、少子化対策として諸政策を位置付けてはいない。事実、スウェーデンにおいて、女性の就業率が急激に上昇した 1970 年代に公的な保育施設は絶対的に不足していた。家族政策が充実した結果として女性、特に母親の就業が増えたというよりも、家族政策は女性の家庭外就労の増加にあおられるようにして拡充されていったとみることができる。1970 年代において極めて低い出生率を示していたスウェーデンが、1990 年代に入って EU の中でもっとも高い出生率を示すまでになったのは、単に家族給付の充実によるよりも、男女平等、仕事と家庭の両立に向けての政策があった (Pauti 1992)。少子化への対策というよりも、仕事の場と家庭の場における男女平

等をめざし、子育てと女性就労ができるだけ両立できるような政策を設計することが、結果としての有効な少子化対策になりえる。

旧東ドイツの事例をみても、政府による子育て支援の重要さは明らかである。もちろん急激な国家体制の変化という特殊な事情があるとはいえ、経済的状況、機会コストの重要性は統一ドイツの経験をみることで確認できた。子どもは家庭で母親の手によって育てられるべきであり、夫婦を単位とした税制度が確立し、機会費用が高い社会においては、女性はなかなか子どもを産もうとしない。ここでの機会費用とは直接的というよりも間接的であって、なかなか見えにくいものであるから、子どもが生まれるたびに一時金を支払えばよいというような政策だけではすまされない。教育、雇用慣行までも視野にいれた制度改革をめざさなくては、この高い機会費用は改善されそうにない。

例えば出生率が極めて低いドイツでの根強い性別役割規範をもって、Ostner (1993) は、ドイツにおける低出生率は、母親業と家庭外雇用との間の二者択一を強要されることへの女性たちの反逆の一つと述べている。日本でも同様のことがいえよう。子どもを産むか産まないか、仕事を続けるかやめるか、といった選択を二律背反的に設定することが、結婚をせずに子どもも産もうとしない者を増やすことになっていく。さらに、親・親族による保育か、家庭外保育か、それとも高価な子育て代行サービスか、という限られた選択肢のなかで、どれか一つを選ばせるという状況設定が、子育てをより窮屈で硬直的なものとして、仕事をもしながら子どもを産み育てることから遠ざけていく。仕事をすること、結婚をすること、子どもを産むこと・育てることを、(全てが完全でなくとも) 同時に実現できるような柔軟な環境設定と多様な子育てメニューが、いま我が国に必要とされていることではなかろうか。

謝辞：本研究を行うにあたって、エザワ・アヤさん（イリノイ大学博士候補生）に文献収集のお手伝いをしていただき、山田聖子さん（横浜

国立大学大学院生）には図表の作成をお願いした。お礼を申し上げたい。

参考文献

- Adler, M. 1997. "Social Change and Decline in Marriage and Fertility in Eastern Germany". *Journal of Marriage and the Family* 59: 37-49.
- Almqvist, A. and T. Boje. 1999. "Who Cares, Who Pays and How is Care for Children Provided" Pp. 265-92 in *Comparing Social Welfare Systems in Nordic Europe and France*. Mire.
- Gustaffson, S., C. Wetzels, J. Vlasblom, and S. Dex. 1996. "Women's Labor Force Transitions in Connection with Childbirth: A Panel Data Comparison between Germany, Sweden, and Great Britain." *Journal of Population Economics* 9: 223-46.
- Hantrais, L. 1997a. "Exploring Relationship between Social Policy and Changing Family Forms within the European Union." *European Journal of Population* 13: 339-97.
- _____. 1997b. "Sociopolitical Regulation of the Family-Work Relationship" Pp. 97-89 in *The European Family* edited by J. Commaille and Francois de Singly. Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.
- Kolinsky, E. 1992. "Women in the New Germany: The East-West Divide." Pp. 264-80 in *Developments in German Politics* edited by G. Smith, W. Paterson, P. Merkl, and S. Padgett. Durham: Duke University Press.
- _____. 1993. *Women in Contemporary Germany*. Providence: Berg Publications.
- Martin, J. and C. Roberts. 1984. *Women and Employment: A Lifetime Perspective*.

- London: HMSO.
- Ostner, I. 1993. "Slow Motion: Women, Work, and the Family in Germany" p.92-115 in *Women and Social Policies in Europe*, edited by J.Lewis. Vermont: Edward and Elgar.
- Pauti, A. 1992. "La politique familiale en Suede." *Population* 47:961-85.
- Sainsbury, D. 1994. "Women's and Men's Social Rights: Gendering Dimensions of Welfare States." Pp. 150-169 in *Gendering Welfare States* edited by D. Sainsbury. London: Sage Publications.
- Shirahase, S. 2000. "Childcare and Parental Support in Japanese Families in Comparative Perspective." to be presented at the seminar on Social Policies in Japan and France.
- 白波瀬佐和子 1999 年 「西欧諸国における家族政策」『年金と雇用』18 卷 16 ~ 24 頁
- Windebank, Jan. 1997. "Men, Women, Work and Family Size in France: A Feminist Perspective" Pp. 61-77 in *Population and Social Policy in France*, edited by M. Cross and S. Perry. London: Pinter.

表1 各国母親の就業率 (%)

	母親の就業率	子供10歳以下	子供10歳以下パート	子供3歳以下
	1995	1993	1993	1993
ドイツ	41	51	25	40
フランス	68	59	19	52
スウェーデン	80	75	40	-
イギリス	62	53	35	44

出所： Tietze and Cryer (1999), Table 1 と Almqvist and Boje (1999), Table 1 より作成。

表2 公的保育サービス供給状況 (%)

		旧西ドイツ	旧東ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス
3歳未満	1988	2	56	22	-	2
	1993	4	50	23	33	1~2
3~6歳未満	1993	78	100	99	79	53

出所： Tietze and Cryer (1999), Table 2 より作成。

表3 統一前後における東西ドイツの状況

	旧西ドイツ 1989	旧東ドイツ 1989	西ドイツ 1994	東ドイツ 1994
合計特殊出生率	1.4	1.6	1.4	0.8
1000人あたり婚姻率	6.4	7.9	5.9	3.4
婚外出生率	10.2	33.6	12.4	41.4
フルタイム就業率	58.0	91.0	60.0	73.8
パート就業率	38.9	48.9	42.8	46.3
女性の失業率	8.4	4.9	9.2	21.5

出所： Adler (1997), Table 1 と Table 2 より作成。

図1 各国の女性労働参加率と合計特殊出生率の時系列変化

